

市政アドバイザーからの  
津山への提言



TMI総合法律事務所  
弁護士 頃安 健司さん(東京都)

弁護士としてご活躍の頃安健司さんから、観光について提言をいただきました。

「お城と桜」

私は名字が変わっているの、初対面の人から必ずとってよ、いほど「変わったお名前ですね。ご出身はどこですか」と聞かれる。「岡山県の津山です」と答えると、意外に「津山ってどこにあるのですか」という反応は少なく「古い城下町ですね」とか「桜の名所がありますね」と言われ、うれしくなる。どうも、津山のアイデンティティーは「城下町」と「桜」にあるように思われる。これからも、この二つを大切にしてください。昔津山と奥津を桜並木で結ぼう

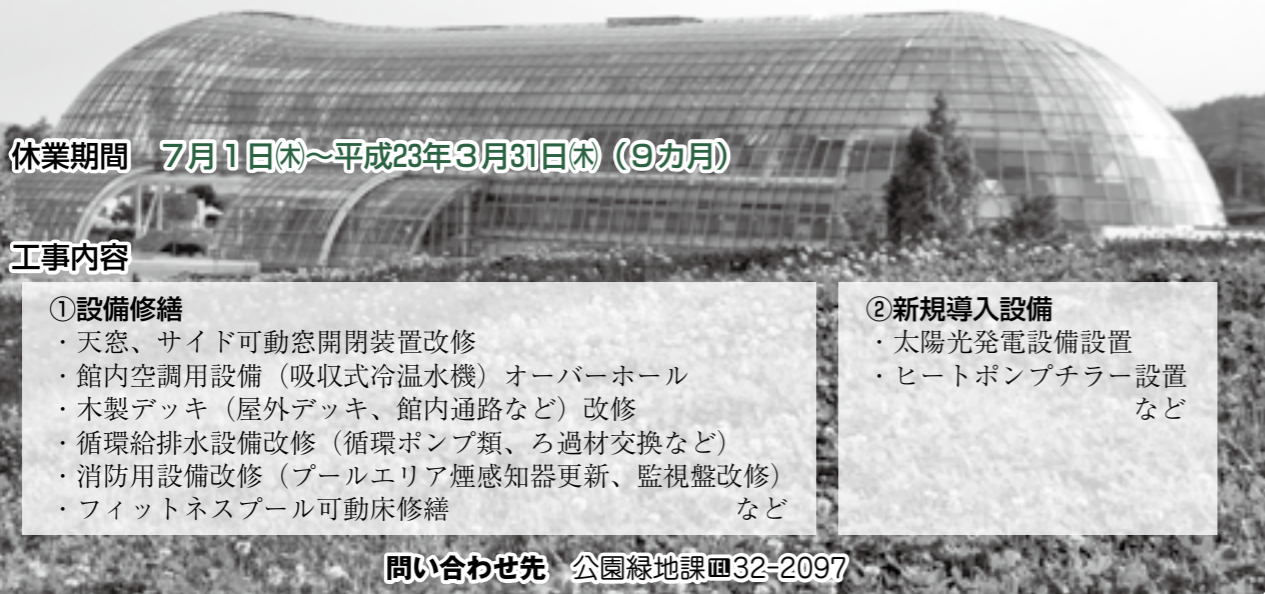
と構想した人がいると聞いたことがあるが、実現できないものだろうか。岐阜には、日本海と太平洋を桜で結ぼうと考え、実行した人がいるそうだし、山形の最上川、東京の多摩川では川沿いに桜並木を作る運動が進められているとのことであるから、不可能ではないと思われる。観光という観点からは、見るものほか、食べるものが重要だとかねて考えていたが、昨年「津山ホルモンうどん」が全国的にブレイクしたのはうれしいニュースである。欲を言えば、もう一段グレードアップした名物、例えばとびきりおいしい作州牛のステーキとかが評判にならないものだろうか。

●ころやす けんじ 昭和17年旧満州(現中国吉林省)生まれ。津山高校、東京大学法学部卒業。昭和42年東京地方検察庁検事。札幌・名古屋・大阪高等検察庁検事長を経て、平成16年より現職

大規模修繕工事のためガラスハウスを休業します

岡山県から譲渡を受け、津山市が運営することになったガラスハウス。譲渡前に設備の修繕や運営経費軽減のための設備整備など、施設全体にわたる大規模修繕工事を県が行います。

工事期間中は安全確保のため、ガラスハウスを休業します。工事内容が広範多岐のため長期休業となり、市民の皆さんには大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いします。



休業期間 7月1日(木)~平成23年3月31日(木) (9カ月)

工事内容

①設備修繕

- ・天窓、サイド可動窓開閉装置改修
- ・館内空調用設備(吸収式冷温水機)オーバーホール
- ・木製デッキ(屋外デッキ、館内通路など)改修
- ・循環給排水設備改修(循環ポンプ類、ろ過材交換など)
- ・消防用設備改修(プールエリア煙感知器更新、監視盤改修)
- ・フィットネスプール可動床修繕 など

②新規導入設備

- ・太陽光発電設備設置
- ・ヒートポンプチラー設置 など

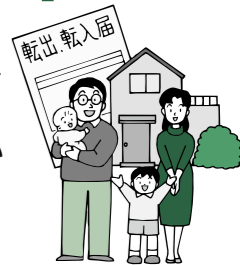
問い合わせ先 公園緑地課☎32-2097

3月28日、4月4日

市役所が日曜日開庁します!

引っ越しなど住民異動が多い3、4月。平日、手続きに来ることができない人のために市役所本庁に限り、日曜日に開庁します。住所の異動届け出とそれに伴う手続きなどができますのでご利用ください。

※印鑑や本人確認書類など、持参するものは手続きによって異なりますので、お問い合わせください  
※介護保険や水道、小中学校、軽自動車、飼い犬などの手続きはできませんのでご注意ください



とき 3月28日(日)、4月4日(日) 午前10時~午後3時

ところ 市役所1階

市民課(2・4番窓口)

問い合わせ先☎32-2052

- 住所・世帯などの異動の届け出
- 住民票・戸籍・印鑑証明書の発行
- 印鑑登録

転出するときは印鑑登録証(手帳、市民カード)を返却してください

※外国人の手続きは印鑑登録と印鑑証明書の発行のみです  
※パスポート、住民基本台帳カードの手続きはできません

●戸籍の届け出

出生届や婚姻届など戸籍の届け出ができます。ただし、受け付けのみとなりますので、後日お越しいただく場合があります

子ども課(5番窓口)

問い合わせ先☎32-2065

※日曜開庁時にはつながりませんので、市民課にお電話ください

●児童手当の住所変更に伴う手続き

受給者が転出するとき、受給者と子どもの住所が別々となる場合は手続きが必要です

※ひとり親医療費助成、児童扶養手当、幼稚園・保育園の入園手続きはできません

●乳幼児医療費助成の住所変更に伴う手続き

転入・転居時には受給資格者証の交付または変更を行います。転出するときは受給資格者証を返却してください

保険年金課(国民健康保険係・高齢者医療係<7番窓口>)

問い合わせ先☎32-2071

- 国民健康保険(国保)の住所変更に伴う手続き  
転入・転居時には保険証の交付または変更を行います。転出するときは保険証を返却してください
- 後期高齢者医療保険の住所変更に伴う手続き  
転出するときは後期高齢者医療被保険者証を返却してください
- 保険証の再発行  
保険証を紛失、き損、焼失などした場合に再発行の手続きができます

- 高額療養費支給申請  
医療費の自己負担額が高額になったとき、1カ月限度額を超えた分が高額療養費として後から支給されます。該当者には通知文書を郵送しています
- 療養費支給申請  
保険証を持たずに診療を受けたときなど、医療費をいったん全額自己負担した場合、申請することにより、自己負担相当額を除いた額が支給されます

保険年金課(国民年金係<6番窓口>)

問い合わせ先☎32-2072

- 国民年金への加入  
退職したときや配偶者の扶養でなくなったときなどは国民年金への加入手続きが必要です

- 保険料免除申請  
経済的な理由などにより保険料の支払いが困難なとき、申請により保険料の一部または全部が免除・猶予になる場合があります